

○南幌町要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成17年3月24日訓令第1号

南幌町要保護児童対策地域協議会設置要綱  
(設置根拠)

**第1条** 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童いう。以下同じ。）の早期発見及び適切な保護又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、南幌町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。  
(業務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること
- (2) 要保護児童等に対する支援に関すること
- (3) その他要保護児童等の対策に必要な事項に関すること

(組織)

**第3条** 協議会は、別表の第1欄に掲げる関係機関等で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は南幌町長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

**第4条** 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、南幌町保健福祉課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会に関する事務の総括
  - (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
  - (3) 児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

**第5条** 協議会に、代表者会議及び個別ケース検討会議を置く。

- 2 代表者会議は、別表の第2欄に掲げる者で構成し、会長が召集し、主宰する。
- 3 代表者会議は、協議会の組織及び運営全般について協議する。
- 4 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に関する情報交換、支援方策の検討等を行う。  
(守秘義務)

**第6条** 協議会の構成機関・法人の役職員及び構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

(公示)

**第7条** 協議会を設置したときは、次に掲げる事項を公示する。当該事項に変更があった場合も同様とする。

- (1) 要保護児童対策地域協議会を設置した旨

- (2) 要保護児童対策地域協議会の名称
- (3) 調整機関の名称
- (4) 協議会を構成する関係機関等の名称等
- (5) 前号に規定する関係機関等ごとの「国又は地方公共団体の機関」、「法人」「その他の者」のいずれかに該当するかの別  
(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月12日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年10月18日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**別表** (第3条関係)

区分	第1欄	第2欄
国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	南幌町保健福祉課 南幌町教育委員会 国民健康保険町立南幌病院 南幌町立小学校 南幌町立中学校 南幌町学童保育 岩見沢法務局(南幌町人権擁護委員会) 北海道立南幌高等学校 北海道立南幌養護学校 北海道警察札幌方面本部栗山警察署南幌駐在所 北海道岩見沢児童相談所	南幌町保健福祉課の代表者 (以下同様)
法人 (法第25条の5第2号)	医療法人やわらぎ 社会福祉法人 南幌苑 南幌めぐみ学園 学校法人 柏学園 南幌みどり野幼稚園 社会福祉法人 水の会 南幌いちい保育園 社会福祉法人 えぼっく	医療法人やわらぎの代表者 (以下同様)
その他の者	南幌町民生委員児童委員協	民生委員児童委員の代表

(法第25条の5第3号)	議会 南幌町主任児童委員	者 (以下同様)
--------------	-----------------	-------------